

あなた様のお名前、ご住所は「会社法第311条」に基づき、今年の四国電力株主総会への議決権行使書を閲覧し、書き写させていただいたものです。 今回書き写させていただきましたあなた様に関する情報は、株主提案権行使に関することのみに使用いたします。

2024年12月18日

株主とご協力者の皆さまへ

ことのほか暑い夏がいつまでも続いたと思ったら、秋から一気に冬になるという気候ですが体調はいかがでしょうか。

私たち「未来を考える脱原発四電株主会」の活動も30年を経過しました。当初よりご賛同をいただいている皆さま、新たにご支援くださる皆さまに感謝を致します。

11月9日の夜、四国の広い範囲で長時間の停電が発生しました。何の前触れもなく突然真っ暗になって、体験された方は驚かれたことと思います。街灯も消えた暗い道路で信号機が機能せず、警察官が交通整理を行い、飲食店や映画館などでは営業ができなくなりました。暗い室内で転倒して病院に運ばれた人もいました。四国の県民が冷静に対応して大きな事故や混乱がなかったのは幸いでした。それにしても災害時でもない平時のこんな大停電は聞いたことがありません。重要なライフラインが止まることはあってはならないことで、四国電力と四国電力送配電に猛省をもとめたいと思います。伊方原発では停電によって外部電源の一部が停止したそうですが、非常用電源を複数確保しているので安全運転への影響はなかったとのことです。8月8日には

九州で大地震が発生し「南海トラフ地震臨時情報」が出されたこともあり多くの住民が不安に思ったに違いありません。

原因については四国電力送配電と関西電力送配電が電力を融通する作業で両社の認識ミスがあったと報道されていますが、全くの初歩的なミスであり大失態と言わざるを得ません。原因の究明、再発防止、責任の所在を明確にすべきです。

来年3月には、福島原発メルトダウン事故から14年になります。11月7日に原発内部で溶け落ちた核燃料デブリが初めて取り出されました。膨大な時間と費用をかけて取り出されたデブリは、約0.7グラム、大きさが5ミリ程度の小石状の一粒だといいます。事故を起こした3基の原発には推計約880トンのデブリがあります。政府や東電は2051年までに取り出し完了を掲げていますが、非現実的な目標です。早稲田大学の松岡俊二教授による、スリーマイル島原発の廃炉作業を参考にした試算によれば、一日に20キログラムを取り出したとしても170年ほどかかるとされています。それでも楽観的な数字と言われていますから、何百年かもしれません。

原発は事故を起こせば取り返しのつかない被害を国民にも世界にも及ぼすことは明らかです。原発は電気を作るだけでなく、とてつもなく長期間にわたり環境に悪影響を及ぼす放射能のゴミを作り続けます。太陽光や風力の再生可能エネルギーの発電コストが激的に下がっていることを考えれば人類が進むべき道はおのずから見えてきます。

私たち「未来を考える脱原発四電株主会」はこれからも原発の廃炉を求める活動を継続します。私たちの活動にご賛同くださる方は、同封のはがきにご意見等をご記入し、2025 年 1 月 20 日までにご投函いただけばありがたく存じます。皆さまのご返信を参考にさせていただき株主提案議案を策定し、2025 年 3 月中旬には、具体的提案議案、合意書などの必要書類をお送りする予定です。

未来を考える脱原発四電株主会代表 本田耕一

未来を考える脱原発四電株主会の活動

私たちは1993年から四国電力の株主総会で株主提案権を行使して、主に定款変更という形で脱原発を目的とした提案を続けています。途中、活動休止期間がありましたが、2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所での大事故を契機に、新しい仲間も加わり、活動を再開しました。2012年以降毎年、脱原発を願う多くの賛同株主のご協力を得て、株主提案を行っています。以下、各年の提案内容と提案株主数、提案株数を記します。

*1 3万株以上が必要 *2 2000~2011年 *3 2011年6月の株主総会には間に合いませんでした

- ■第88回(2012年)定時株主総会 提案株主30名 株数30,600株
- 1 原子力発電から撤退。
- 2 放射線被曝労働を伴う事業の中止。
- 3 プルサーマルを中止。
- 4 再生可能エネルギーの開発、推進。

- ■第89回(2013年)定時株主総会 提案株主85名 株数92,500株
- 1 定款の前文に本会社の倫理綱領を掲げる。
- 2 環境エネルギーの開発、推進。
- 3 原子力発電の再稼働停止並びに廃炉に向けての検討 委員会の設置。

■第90回(2014年)定時株主総会 提案株主 98 名 株数 80,500 株

- 1 高リスク高コストの原子力発電から撤退。
- 2 公益事業者として情報開示を適正、誠実に行う。
- 3 取締役を10名以内に(現在15名)、無配当期間の 1 佐伯勇人会長以下、全取締役の即時解任を議決する。 役員報酬を1人当たり1,000万円以内に減らす。

■ 第91回 (2015年) 定時株主総会 提案株主 111 名 株数 101,600 株

- 1 人格権を侵害する原子力発電から撤退。
- 2 発電に係る事業、変電と送電及び配電に係る事業、他の 事業をそれぞれ分離独立し、持ち株会社制を導入する。
- 3 配当金を一株年50円とする。

■第92回(2016年)定時株主総会 提案株主 132 名 株数 110,000 株

- 1 生命や暮らしと共存できない原子力事業から撤退。
- 2 電力自由化に対応する事業計画の策定。
- 3 放射性廃棄物処理計画の策定と情報公開。
- 4 希望する全自治体との原子力安全協定の締結。

■第93回(2017年)定時株主総会 提案株主 136 名 株数 116,400 株

- 1 電気事業のうち、核反応を伴う発電は行わない。
- 力安全協定の締結。
- 3 福島事故及び当社の事故処理費用の電気代上乗せ 4 伊方 1、2 号機の廃炉を 2060 年度までに完了と明記。 中止。
- 4 放射性廃棄物の適切な処理。

■第94回(2018年)定時株主総会 提案株主 127 名 株数 131,800 株

- 1 定款の前文に原子力利用は未来永劫行わない等の本 会社の倫理綱領を掲げる。
- 2 再生可能エネルギーの開発、推進及び送電線の開放、 増強。
- 3 伊方 1 号機に続き、2 号機、3 号機を廃炉にする。
- 4 取締役会長千葉昭氏と取締役社長佐伯勇人氏の解任。

■第95回(2019年)定時株主総会 提案株主 133 名 株数 134,200 株

- 1 会長千葉昭氏、社長佐伯勇人氏と社外取締役森田 浩治氏、井原理代氏、竹内克之氏の解任。
- 2 太陽光発電事業者への出力抑制を行わない。
- 3 伊方 3 号機を廃炉にする。
- 4 伊方発電所より半径 30 km圏内の自治体と安全協定を

結び、同協定に本会社独自の避難計画を明記する。

■第96回(2020年)定時株主総会 提案株主 136 名 株数 139,100 株

- 2 定款に前文(安全宣言)を挿入する。
- 3 再生可能エネルギーを 2025 年までに 70%にする。
- 4 伊方敷地内に使用済MOX核燃料を保管しない。

第 97 回 (2021 年) 定時株主総会 提案株主 134 名 株数 132,600 株

- 1 長井啓介社長以下、全取締役の即時解任を議決する。
- 2 定款前文に「脱原発の先駆者へ、新生四国電力の誓 い」を入れる。
- 3 排出二酸化炭素を 2030 年までに 2020 年度の半分
- 4 伊方敷地内の使用済核燃料乾式貯蔵施設の建設を中 止する。

■第98回(2022年)定時株主総会 提案株主 121 名 株数 122,500 株

- 1 佐伯会長、長井社長、山田原子力本部長の即時解任。
- 2 南海トラフ大地震に備え、避難、防護、補償計画を明記。
- 2 伊方発電所から半径 250km 圏内の自治体との原子 3 伊方3号機の廃炉と再生可能エネルギーの基幹電源 化を明記。

■第99回(2023年)定時株主総会 提案株主 113 名 株数 109,200 株

- 1 佐伯会長、長井社長、宮崎営業推進本部長の即時解任。
- 2 原子力事業からの撤退を定款に明記。
- 3 送配電部門の子会社を完全に分離する。
- 4 顧客の生命や財産を損なう事業活動の禁止を定款に 明記。

第 100 回 (2024年) 定時株主総会 提案株主 122 名 株数 114,400 株

- 1 取締役の即時解任。
- 2 原子力事業からの撤退を定款に明記。
- 3 伊方原子力発電所の廃炉事業を定款に明記。
- 4 避難計画の策定、訓練、実行、安定ヨウ素剤の備蓄、 配布、服用指導等に関する事業を定款に明記。
- 5 情報開示の徹底を定款に明記。

原発事故の健康影響

脱原発を求める根本的な理由の一つに、原発事故の放射能による健康被害の問題があります。たとえ原発に反対する立場でなくても実は誰もが気になるところだと思います。福島原発事故から 13 年が経過しました。原発事故による健康影響について私たちは何を知っているでしょうか。この間政府からの明快な表明や、納得のいく報道はあったでしょうか。あの時の官房長官の言葉「ただちに影響はない」のその後はどうなったのでしょう。疑問を持ち続けている人は少なくないと思います。ある裁判を手がかりに考えてみました。

四国電力は原発の運転差し止めを求める裁判を複数起こされています。その1つが伊方原発運転差し止め広島裁判です。「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」とこの裁判のサイトトップにあります。サイト中の原告側意見陳述要旨から放射能被曝の実態や原発事故を取り巻く現状を見ていきたいと思います。(文中敬語を略させていただきました)

ある被爆者の原告は兄と姉を原爆で亡くし、広島市内でその兄を探したり軍の命令で何日も救助活動に携わったりした父親は被爆5年後からいわゆる原爆ぶらぶら病で体調を崩して入退院を繰り返して1970年に肝臓がんで亡くなりました。妹は原爆投下時「黒い雨」の降った地域にいましたが2011年甲状腺障害による多臓器不全で亡くなりました。医師は「今の医学では直接被爆に結びつけることはできないが100%関係ないとも言えない。」と言ったそうです。被爆2世である息子たち3人のうち2人までが甲状腺のがんで手術を受けていて、自分の被爆のせいではないかと亡くなるまで気に病んでいたそうです。

またある被爆 2 世の原告の母親は入市被爆者で、疲れやすくて仕事をしてはすぐ横になって休んでいました。「原爆ぶらぶら病そっくりだ」と言われたそうです。 叔母は爆心地から直径 1km のところで被爆しました。 火傷も怪我もなく綺麗な体で家に戻ってきたのにすぐに寝込んで高熱を出し、歯茎も喉も血で真っ赤になって体中の臓器が破壊され出血してその年の 9 月初旬に 19 歳で亡くなりました。この 2 世の原告は子供の頃から身内の被害の有様を聞いて原爆への怒りと死の灰への恐怖があると述べています。

ここに共通しているのは被爆後の長い終わらない苦しみです。こうした体験は決して珍しいものではなく被爆者援護法の前文にも「原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。」と記されています。被爆の本質がこの前文の「傷跡と後遺症」という言葉に現れています。

この被爆者とはどういう人たちを指す言葉でしょうか。被爆者援護法 1 条では 1 号から 4 号までの被爆者を規定しています。ざっくり言えば 1 号は原爆の直爆を受けた者で、2 号は投下後市内に入り放射線被爆した者、つまり入市被爆者です。3 号は「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者と規定されています。4 号は胎内被爆者です。この 3 号被曝で争われたのが「黒い雨」裁判です。2021年7月14日広島高裁判決が出された「黒い雨」裁判は、広島原爆で降り注いだ死の灰やウランなどの微粒子である放射性降下物に曝された人たちが被爆者認定を求めて提訴したものです。訴えたのはこれまで原爆被爆者ではありえないとされてきた地域で「黒い雨」に遭遇した人たちでした。広島地裁は原告の訴えを全面的に認めました。広島市及び広島県

は控訴しましたが広島高裁も市及び県そして厚生労働省の言い分を全面的に退けました。伊方原発運転 差止広島裁判には、この「黒い雨」被爆者も原告となって意見陳述しています。

「黒い雨」被爆者の原告は原爆投下時爆心から約9km離れたところにいて、「ホコリやゴミ、灰がただよい焼け焦げた紙や削ぎ板が落ちてきました。大粒の雨が降り出し…空間には放射性微粒子が充満していたのだと思います。それが口や鼻から入り込んできたのです」と述べています。「黒い雨」被害者の主張は、放射性微粒子が体に入る「内部被爆被害」が広島原爆で単独で存在したというものです。広島原爆爆発時の熱線、衝撃波、核爆発で生じた一次放射線だけが広島原爆被害の源泉ではなく、いわゆる死の灰やウラン235などが内部被曝で様々な病気を発症しているという訴えです。広島市や県や国側は内部被曝と外部被爆のリスクを同じだとする立場から、これだけ低線量な地域では放射線被爆被害が生ずるはずがないと主張しました。広島高裁は「『黒い雨』の降る空間は呼吸や農作物や水から内部被曝がもたらされる」「内部被曝はより危険性が高い」として原告側の主張を認めました。

黒い雨被爆者原告が伊方原発運転差止広島裁判に加わった理由は、「黒い雨被害と原発事故被害は放射性微粒子が身体に入り内部被曝を受けるという点で全く同じだから」と述べています。

確かに、福島のような原発事故では核爆発は発生しません。しかし核爆発と、原発の原子炉内で起こっている現象は「核分裂連鎖反応」としては全く同じなのです。原爆のように一瞬で終了するか、原発のように3年程度の時間をかけて終了するかの違いで、核分裂生成物 (死の灰)を生成する機序は全く同一です。そして広島原発では1kgのウラン235が生み出す死の灰でしたが、事故を起こした福島原発では原子炉内に12.52トンのウラン235がありました。放出されたのは死の灰のせいぜい5%としても極めて大量です。広島原爆で内部被曝被害が生じたなら、福島原発事故でも生じていると考えられます。

国は「黒い雨」裁判の高裁判決後、広島市や県に最高裁に上告するよう迫りました。「判決が確定すれば福島原発事故での周辺住民への対応にも影響が出る可能性」を懸念したからと言われています。その時の首相談話に「科学的な線量推計によらず、内部被曝の健康影響を広く認めるべきとしていてこれまでの被爆者援護制度の考え方と相容れない」という文言が残っています。「科学的な線量推計」とは実効線量のことで外部被曝影響評価のために用いられている実用量です。世間一般では「シーベルト =Sv」という言葉が知られています。しかし、外部被曝と内部被曝は全く違う被曝形態です。内部被曝を評価する線量や線量体系は今のところありません。

厚労省幹部や首相周辺は「消費増税で賄わねばならないくらいの補償金が必要になるかもしれない」 と話していたと報道されています。内部被曝を広島原爆に認めることで福島原発事故への波及を心配して いたわけです。

その福島原発事故周辺住民の状況はどうだったのでしょうか。伊方原発運転差し止め広島裁判の原告のうち福島避難者の原告、福島現地在住の原告の意見陳述から見ていきます。西に移住した避難者の原告のお父さんは前立腺がんで亡くなりご本人も脳腫瘍で摘出手術の予定です。当時の避難状況の過酷さに加えて「区域外避難者は復興の妨げ」というバッシングについても陳述はふれています。同じく避難者の原告の夫は除染や被曝防護を訴え続けて周囲の人たちの中で罵声を浴び差別を受け、子供は過酷ないじめにあいました。避難所や避難住宅では鼻血を出す子供が

多くいたのにテレビで環境大臣まで原発事故との関係を否定しました。(岡山大・広島大・熊本学園大学の疫学調査プロジェクト班の調査では当時の鼻血には有意差が認められています)原発事故の健康影響を否認し、「辛い」という声が奪われる状況がこれらの陳述から伺えます。

福島現地在住原告は次々にがんに襲われました。そのうえ心筋梗塞、下血、嘔吐、鼻炎、痛風に悩まされました。福島では子供の甲状腺がんに加えて、成人の甲状腺、胃がん、前立腺がん、心臓疾患などあらゆる病気に放射能の影響があると陳述要旨にありますが、これらの病名は広島市HP上の「広島の『黒い雨』に遭われた方へ」にある「被爆者手帳を受け取るための要件2」で挙げられている11種類の疾病(肝機能障害、悪性新生物、呼吸器機能障害、甲状腺機能障害、脳血管障害、心疾患、胃潰瘍等)と重なるのが気になります。

チェルノブイリ事故で子供の甲状腺がんが多発したのは知られていますが福島でも患者は300人を超えました。標準発症率100万人に1人なのに38万人の福島の子供のうち約300人が甲状腺がんになったのです。これを過剰診断のせいにする専門家もいますが、重い事例も多く、患者による裁判も起こされています。この意見陳述に出てくる例も甲状腺切除などの手術後に再発して甲状腺全摘とリンパ節廓清の手術、しかし肺に転移という深刻なものです。患者は県立医大の医師から「放射能の影響ではない。決して外には言わないように。差別を受けますよ。」と言われていたそうです。ここにも放射能の話をタブー化する動きがあります。

こうして見てきた伊方原発運転差し止め広島裁判原告の意見陳述要旨は立場は確かに一方の立場からのものです。語られている過酷な体験を極端な例外として扱う立場もあるかもしれません。果たして黒い雨被爆者の原告が言うように広島原爆被害と同じく福島原発事故でも内部被曝による健康被害が起こっているのでしょうか。福島では健康被害の訴えに強いバッシングがあることも考えるべきでしょう。

今の科学では内部被曝の測定は困難で評価する線量体系もありません。また被曝者のかかる病気は被曝しなくても現れる病気でもあり、具体的病名で特定できません。このことを非特異性と言います。内部被曝被害と特定の放射能と結びつけてその因果関係を立証することは極めて困難です。疑いあるいは極めて有効な状況証拠にとどまります。ここで原発事故と健康被害の因果関係はないと言い切るのは適切なことでしょうか。

原発事故の健康影響は否定できないとするのが妥当だと私は考えます。完全に否定しきれないものがある限りは科学も社会も人を救う方向に動くべきだと思うからです。被害の訴えを 否認せずに調査や治療や補償や援助をすべきです。

企業にもそうあって欲しいと思います。社会規範を守るというコンプライアンスの観点からも、たとえこの裁判に負けなかったとしても四国電力は伊方原発の運転を取りやめて原子力事業からは撤退することを望みます。

未来を考える脱原発四電株主会は次の株主総会でも四国電力に脱原発を提案していきます。みなさまのご協力をお願いいたします。

県民健康調査

福島第1原発事故当時18歳以下だった県民を対象にした甲状腺検査について、福島医大は2024年11月12日に第53回「県民健康調査」検討委員会で甲状腺検査の6月30日現在の結果を公表しました。また、11月15日、福島市内で「甲状腺検査評価部会」の第23回会合が開かれ甲状腺がんの悪性・悪性疑いと診断された患者が392人となりました(うち1人は術後に良性)。

下の表は、県民健康調査の「検査結果まとめ(2024年3月31日現在)」を基に「第23回甲状腺検査評価部会で新たに公表された甲状腺がんの悪性・悪性疑いと診断された患者(2024年6月末日現在)を追加し当会が作成しました。

先行検査 検査 1 回目 ¹¹	本格検査 検査 2回目*2	本格検査 検査 3回目*2	本格検査 検査。 4回目	本格検査 検査 5回目	本格検査 検査 6回目	25歳時の 節目の 検査	30歳時の 節目の 検査	把握され を登録	計
平成23年度 「 平成25年度				100	\$	平成29年度	令和4年度 5	たで 患 者	āT
367,637	381,237	336,667	294,228	252,938	211,892	149,843	44,489	i-	_
81.7%	71.0%	64.7%	62.3%	45.1%	20.0%	8.4%	5.0%	-	_
2,293	2,230	1,502	1,394	1,346	582	651	139	3 -1	_
92.9%	84.2%	73.5%	74.3%	82.3%	41.8%	85.1%	84.9%	1522	_
116	71	31	39	48	11	23	6	47	392
	検査 1回目 平成23年度 平成25年度 367,637 81.7% 2,293 92.9%	接査 1回目 2回目 平成23年度 平成26年度 平成25年度 平成27年度 367,637 381,237 81.7% 71.0% 2,293 2,230 92.9% 84.2%	検査 検査 検査 2回目 3回目 3回目 3回目 3回目 3回目 3回目 3回目 367,637 381,237 336,667 81.7% 71.0% 64.7% 2,293 2,230 1,502 92.9% 84.2% 73.5%	検査 検査 検査 検査 検査 4 回目 5 回 5 回回 5 回回回 5 回回 5 回回回 5 回回 5	検査 検査 検査 検査 検査 検査 (検査 検査 検査 検査 検査 検査 検査 検査	検査 検査 検査 検査 4 回目 4 5 回目 6 回目 7 回目 6 回目 7 回	検査 検査 検査 検査 検査 検査 検査 検査	検査・1回目・1 2回目・2回目・2 3回目・2 4回目・4回目・5回目 6回目 6回目・映成23年度 平成26年度 平成28年度 平成30年度 令和2年度 令和5年度 7 20年度 令和4年度 令和4年度 令和6年度 367,637 381,237 336,667 294,228 252,938 211,892 149,843 44,489 -81.7% 71.0% 64.7% 62.3% 45.1% 20.0% 8.4% 5.0% -2,293 2,230 1,502 1,394 1,346 582 651 139 -92.9% 84.2% 73.5% 74.3% 82.3% 41.8% 第目の 検査 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

※1人は術後に良性※集計から漏れていた患者35人を含まない

311 子ども甲状腺がん裁判

「2011 年3月に福島第一原発が爆発した時、福島県内に住んでいた当時 18歳以下の若者7名(最年少は高校生)が原告となり、甲状腺がんの原因と責任のありかを明確にし、謝罪と補償を求めるために東京地方裁判所に「311 子ども甲状腺がん裁判」を提訴しました。

2022 年5月にその中の若者 (原告 2) が初めて裁判官の前で意見陳述し、発症から闘病の日々を勇気をふるい自らの言葉で語りました。以降原告の若者7名がさまざまな困難にもかかわらず、意見陳述を行ないました。そしてこれら若者の言葉は裁判記録「意見陳述要旨」としてネット上でも公開されています。

当会は、勇敢な原告若者たちの日々を身近に感じることができるこの陳述書を株主の皆さまと広く共有することにより、脱原発株主運動への思いををさらに堅固にできるのではないだろうかと考えます。「311子ども甲状腺がん裁判陳述」をお読みいただき原告若者たちの声に耳を傾けていただけますと幸いです。下にリンクを置きます。

311 甲状腺がん子ども支援ネットワークで読む

(ダウンロードして読む)

https://www.311support.net/statementofopinionplaintiff/



当会 HP で読む

(ダウンロードしないで読む)

https://miraiyonden.sakura.ne.jp/library/311kodomo.html



2025 年度四国電力第 101 回定時株主総会に 皆さまの提案議案をお寄せください

当会は株主の視点に立って、伊方原発を稼働停止にし廃炉を実現させること、原発に依らない安全でクリーンな電力の供給を四国電力に求めています。私たちは株主に与えられた権利として、2025 年 6 月下旬に開催予定の第 101 回定時株主総会に以下のような議案を提案したいと考え、検討しています。広く株主の皆さまからのご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

2025年度四電株主総会提案議案例

- 1 福島第一原発事故の教訓を踏まえ、稼働30年(2024年12月)を区切りに伊方3号機を廃炉にする。
- 2 不安定で火力より発電量の少ない原発を「基幹電源」と称し、「環境性に優れた原子力」等の虚偽表現を広報しない。
- 3 公益企業としての高い倫理性を担保するために今後、企業献金、政治資金パーティーには一切関係しない。
- 4 株主や利害関係者 (ステークホルダー) との信頼を深めるために、役員各自の実績と報酬額を個別に 開示する。
- 5 脱炭素社会の実現を推進する観点から、再生可能エネルギー事業者に対し一時的な発電停止を求める 出力制御を行わない。
- 6 南海トラフ巨大地震に対する当社独自の安全対策と避難計画が整備されるまで伊方発電所を稼働させない。
- 7 佐田岬半島周辺の活断層の有無を判断する三次元探査を当社独自で実施する。
- 8 年配者等、電子化に不慣れな株主に便宜を図るためにも、2022年度株主総会時まで送付されていた書面での総会資料を株主全員に無条件で送付する。
- 9 コーポレートガバナンスの本気度を証しするために、コンプライアンス推進委員会に株主の傍聴者の参加を認める。
- 10 情報開示を徹底させるために、株主総会の詳細な議事録を総会終了後速やかに当社ホームページで公表する。

皆さまのご意見・ご提案は同封の葉書でお送り下さい。個人情報保護シールを同封しています。

ご寄付のお礼とお願い

平素より私どもの活動にお寄せいただいた多大なるご理解と、温かいご支援に心より感謝いたします。今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

郵便振替口座からのご寄付は、当会の送金手数料負担としました。ゆうちょ銀行・他行からのご寄付は封筒表面下部をご覧ください。

郵便振替口座 01660 — 0 — 51040 加入者名 未来を考える脱原発四電株主会 ミライヲカンガエル ダツゲンパツ ヨンデン カブヌシカイ

未来を考える脱原発四電株主会事務局 〒771 — 0117 徳島県徳島市川内町鶴島 120 — 1 共同代表 本田耕一 (徳島) 丸井美恵子 (高知) 内田知子 (愛媛) 佐藤公彦 (香川)

電話 090-9455-2963 (本田) ファクス 088-665-6654

Email miraiyonden@yahoo.co.jp HP http://miraiyonden.sakura.ne.jp



